



第2回 定時株主総会

招集ご通知

※ 経営統合により定時株主総会を第2回と表記しておりますが、事業年度は第12期(2021年3月期)です。

開催日時 2021年6月22日(火曜日)午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都品川区東品川三丁目6番5号
株式会社レスターホールディングス
地下1階

議案
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会にご出席される株主様へ

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

証券コード：3156

株式会社レスターホールディングス

ごあいさつ

株主の皆様には、日頃より温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。
当社、第2回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ごあいさつ申
しあげます。

最初に、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々と、ご家族及び関係者の
皆様に、謹んでお見舞い申しあげます。

社会の大きな変革期にある今日、我々の属するエレクトロニクス業界は、皆様
の暮らしの発展に必要不可欠な存在となるべく、弛まぬ技術革新と産業構造の変
化を続けております。

当社グループも、昨年度に移行した革新的グループ経営体制のもと、多様性と
シナジーを軸に、キーワードである「世界・社会貢献・共創と革新」に則った事
業を展開してまいりました。

私たちが取扱うグローバルな最先端デバイスや電子機器とA I / I O T、映
像・音響・通信、非接触技術等を活用した新たな生活様式の実現や、自社の再生
可能エネルギーとサービスを組合せた脱炭素社会実現に向けたソリューション
提供等、当社の強みであるエレクトロニクスと技術を掛け合わせ、社会課題解決
と地方創生に直結する事業領域の拡大に注力いたしました。

2021年4月、経営統合3年目を迎える、その業容も、半導体商社から「エレク
トロニクスの情報プラットフォーマー」への転換に向け着実に進化を続けており
ます。

引き続き、社員一同弛まぬ創意工夫によって日々邁進し、一層の企業価値向上
を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご
鞭撻のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

株式会社レスターホールディングス
代表取締役一同

目 次

ごあいさつ	1
第2回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	7
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	15
提供書面	
事業報告	
1. 企業集団の現況	19
2. 会社の現況	29
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告	49

株主各位

証券コード 3156
2021年6月7日

東京都品川区東品川三丁目6番5号
株式会社レスターホールディングス
代表取締役 稲葉 俊彦

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大を完全かつ徹底的に封じこめるために極めて重要な局面にあると考えております。この局面を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、開催規模を大幅に縮小することがやむを得ないと判断いたしました。

つきましては、本株主総会の開催場所を当社本社とし、感染リスク低減のため座席の間隔を広げて配置いたします。このため、ご用意できる席数が20席となります。座席は先着順とし、座席を上回るご来場の場合、入場制限を実施いたします。ご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、後記のとおり、株主様からは事前に質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月21日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内にしたがって、2021年6月21日(月曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁から6頁の「議決権行使のご案内」のうち「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月22日(火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)
2 場 所	東京都品川区東品川三丁目6番5号 株式会社レスターホールディングス本社屋ビル 地下1階
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第12期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	5頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 事前質問の受付のご案内	お問合せは当社ウェブサイト(https://www.restargp.com/)のCONTACT→その他お問合せ→IR→お問い合わせはこちらをクリックいただきご質問をご記入いただけますようお願ひいたします。

以 上

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト(<https://www.restargp.com/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



書面(郵送)で議決権行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権行使する方法

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○○○	御中
株主総会日 _____	議決権の数 XX票
××××年××月××日	
基準日前現在のご所有株式数 XX株 議決権の数 XX票	
1. _____ 2. _____ _____	
 ログイン用QRコード ログイン ID: XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 見本: XXXX-XXXX-XXXX-XXXX パスワード: XXXXX	
○○○○○○○	

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

*議決権行使書はイメージです。

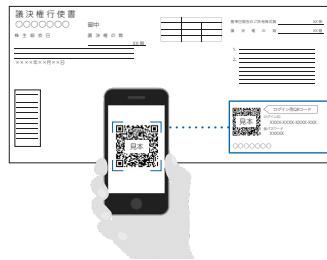
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

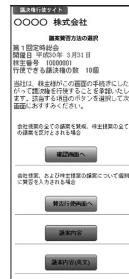
議決権行使書副票に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の“ログインID・仮パスワード”を入力する方法”をご確認ください。

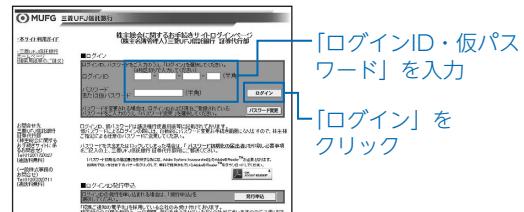
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

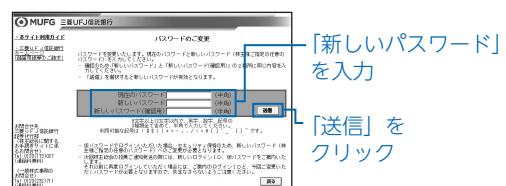
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックする。



- 新しいパスワードを登録する。



- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)**

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされました。提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	今野 邦廣	代表取締役CEO	再任
2	高橋 忠仁	—	新任
3	尾崎 享	代表取締役	再任
4	梶 純一	—	新任
5	田中 竹千代	—	新任
6	三好 林太郎	代表取締役	再任
7	山口 秀哉	—	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

こんのくにひろ
今野 邦廣

(1940年7月15日生)

所有する当社の株式数

3,225株

再任

| 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年4月 (株)バイテック((株)バイテックホールディングス)設立
代表取締役社長就任
- 1996年11月 同社取締役相談役就任
- 2003年6月 同社特別顧問就任
- 2012年6月 同社代表取締役会長就任
- 2013年4月 同社代表取締役会長兼社長就任
- 2018年1月 バイテックグローバルエレクトロニクス(株)(現(株)レスター・エレクトロニクス)
代表取締役社長就任
- 2018年4月 (株)バイテックベジタブルファクトリー
代表取締役会長就任
- 2018年8月 (株)バイテックベジタブルファクトリー
取締役会長就任
- 2019年4月 当社代表取締役会長兼CEO就任
- 2020年4月 当社代表取締役CEO就任(現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクス業界に従事し、経営者としての経験と実績を有しており、取締役として当社グループの経営全般に対し職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

たかはし ただひと
高橋 忠仁
(1948年10月24日生)

所有する当社の株式数

0株

新任

| 略歴、当社における地位及び担当

1982年10月 (株)パルテック設立 代表取締役社長就任

2012年3月 同社代表取締役会長就任

2021年2月 同社代表取締役社長就任(現任)

| 重要な兼職の状況

(株)パルテック代表取締役社長

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクス業界に従事し、経営者としての経験と実績を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

お さき じゅん
尾崎 享
 (1952年9月21日生)

所有する当社の株式数

1,231株

再任

略歴、当社における地位及び担当

- 1977年4月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株))入社
- 2008年9月 共信コミュニケーションズ(株)(現(株)レスターコミュニケーションズ)入社
- 2009年1月 同社取締役就任
- 2015年6月 同社専務取締役就任
- 2016年9月 同社代表取締役社長就任(現任)
- 2018年7月 当社グループ執行役員就任
- 2020年4月 当社専務執行役員就任
- 2020年6月 当社代表取締役就任(現任)

重要な兼職の状況

(株)レスターコミュニケーションズ代表取締役社長

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクス業界に従事しているほか、当社グループの電子機器事業について、取締役として豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しております、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

かじ
梶 純一
(1955年10月26日生)

所有する当社の株式数

275株

新任

| 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年 5月 日本モレックス(株)(現日本モレックス合同会社)入社
2007年 7月 Vice President of Global Sales and Marketing
2010年 9月 COO AdviserとしてUS Molex本社に勤務
2013年 7月 Molex Senior Vice President and President of Micro Products Division
兼日本モレックス(株)社長就任
2020年 4月 当社アドバイザリーボード就任
2020年10月 当社専務執行役員就任(現任)
(株)バイテックベジタブルファクトリー代表取締役社長就任(現任)

| 重要な兼職の状況

(株)バイテックベジタブルファクトリー代表取締役社長

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクスメーカーに従事し、幅広い知見と経営者としての経験より、植物工場事業拡大のための基盤づくりに取組むとともに、グループ事業連携に参画しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

たなか　たけ　ち　よ
田中　竹千代
 (1955年12月8日生)

所有する当社の株式数

0株

新任**| 略歴、当社における地位及び担当**

- 1978年 4月 住友商事(株)入社
- 2004年 4月 同社人事部長就任
- 2006年 4月 同社理事 オーストラリア住友商事会社社長就任
- 2010年 4月 同社理事 地域総括部長就任
- 2014年 4月 同社理事 中東支配人補佐 イラン住友商事会社社長就任
- 2018年 4月 同社国内担当役員補佐 兼 関西支社副支社長就任
- 2021年 1月 当社入社
- 2021年 3月 当社専務執行役員就任(現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

総合商社において、人事および海外の要職を歴任し、豊富な経験と見識を有する候補者が経営に参画することが、当社グループの経営戦略・スタッフ戦略の強化に資すると判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

み よし りん た ろう
三好 林太郎
(1957年5月4日生)

所有する当社の株式数

5,732株

再 任

| 略歴、当社における地位及び担当

- 1981年 4月 ソニー(株)入社
- 2003年 4月 同社本社経営企画部門長就任
- 2004年 6月 Sony Electronics Inc.(米国)EVP, CFO就任
- 2010年 9月 ソニー(株)VP, トランシスフォーメーションマネジメントオフィス室長就任
- 2012年 4月 同社VP, デジタルイメージング事業本部経営企画部門長就任
- 2014年 4月 同社VP, 索尼(中国)有限公司(ソニー・チャイナ)董事・CFO就任
- 2017年 9月 当社特別顧問就任
- 2017年10月 当社グループ上席執行役員CFO管理部門担当就任
- 2018年 6月 当社取締役(管理管掌)CFO就任
- 2019年 4月 当社取締役 専務執行役員就任
- 2020年 4月 当社代表取締役就任(現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

グローバルエレクトロニクス企業において、経営企画に係る要職やCFOを歴任するなど、豊富な経験と見識を有する候補者が経営に参画することが、当社グループの経営戦略・財務戦略の強化に資すると判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

やまぐち
山□秀哉
(1959年4月21日生)

所有する当社の株式数

1,275株

新任**| 略歴、当社における地位及び担当**

- 1982年4月 (株)東芝入社
- 2000年4月 東芝ヨーロッパ電子部品社副社長就任
- 2005年6月 東芝アメリカ電子部品社副社長就任
- 2012年6月 同社社長就任
- 2016年6月 東芝デバイス(株)代表取締役社長就任
- 2019年10月 当社常務執行役員就任
- (株)レスター・エレクトロニクス専務執行役員就任
- 2020年4月 (株)レスター・エレクトロニクス専務取締役就任
- 2020年10月 当社専務執行役員就任(現任)
- (株)レスター・エレクトロニクス代表取締役社長就任(現任)
- 2021年1月 (株)レスター・キャステック代表取締役社長就任(現任)

| 重要な兼職の状況

- (株)レスター・エレクトロニクス代表取締役社長
- (株)レスター・キャステック代表取締役社長

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクス業界に従事し、幅広い知見と経営者としての経験も有しているほか、当社グループのデバイス事業責任者としての経験とグループ事業間シナジーへの取組みを行っており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる裁判に係る弁護士費用や第三者からの損害賠償請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することいたしましたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名

当社における地位及び担当

すずさき
鈴木 みき

—

新任

社外

独立

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員

すずきみき

(1972年5月31日生)

所有する当社の株式数

0株

新任
社外
独立

略歴、当社における地位及び担当

- 1999年4月 光和総合法律事務所に入所
- 2004年4月 同所パートナー(現任)
- 2008年4月 法務省 入札・契約適正化調査委員会委員(現任)
- 2010年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(現任)
- 2016年10月 東京家庭裁判所 非常勤裁判官
- 2017年2月 (株)藤和ハウス社外監査役

重要な兼職の状況

- 光和総合法律事務所弁護士
- 法務省 入札・契約適正化調査委員会委員
- 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師

選任の理由及び期待される役割の概要

弁護士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化と専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、助言等をいただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 鈴木みき氏は、社外取締役候補者であります。
2. 鈴木みき氏が、監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 鈴木みき氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合には、同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準は、後記のご参考に記載しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる裁判に係る弁護士費用や第三者からの損害賠償請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(ご参考)独立性の判断基準

当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外取締役または社外取締役候補者は独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者^{*1}または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループの主要な取引先^{*2}またはその業務執行者
3. 当社グループを主要な取引先とする者^{*3}またはその業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先^{*4}またはその業務執行者
5. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主またはその業務執行者
6. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
7. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額^{*5}の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属する者)
9. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者(当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体の業務執行者)
10. 当社グループの業務執行者が社外取締役または社外監査役となっている会社の業務執行者
11. 上記2から8までのいずれかに過去3年間において該当していた者
12. 上記1から8まで及び11のいずれかに該当する者が重要な者^{*6}である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

*1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

*2：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループに行っている者をいう。

*3：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループから受けた者をいう。

*4：当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上を当社グループに融資しているものをいう。

*5：多額とは、個人の場合は年間10百万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間連結売上高または総収入の2%以上をいう。

*6：重要な者とは、会社においては業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職、会社以外の団体においては当該団体に所属する者をいう。

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、後半に入りエレクトロニクス全般の生産稼働率に持ち直しの動きも見られましたが、世界経済を取巻く環境では新型コロナウイルス感染拡大の継続と海外での都市封鎖による影響、長引く米中貿易摩擦等、不透明感は続いております。一方で社会変化における新技術・サービスの需要増加をはじめ、これまでの市場構造から大きな変化を促す動きが顕著に表れるようになっております。

このような中で経営統合2年目(2019年4月1日に株式会社UKCホールディングスと株式会社バイテックホールディングスが経営統合)を迎えた当社グループは、「世界・社会貢献・共創と革新」のキーワードのもと、グループの融合と各事業の最適化、積極的な共創ビジネスの展開や新規事業の拡大を進めてまいりました。

また企業活動に対しては持続可能な社会への貢献が益々求められる中で、多様な事業領域を包含している当社グループは、非常時の医療用ガウンの製造・供給における運営・オペレーション支援、再生可能エネルギーの発電拡大をはじめとして、社会課題の解決に向けた更なる取組みに努めております。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
3,238億15百万円	14.7%減 	56億89百万円	37.0%減 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する当期純利益	前連結会計年度比
62億38百万円	6.0%減 	40億54百万円	29.1%減 

・業績ハイライト

当連結会計年度の売上高は、新規ビジネスやシステム機器事業、発電等での堅調さが見られたものの、デバイス事業並びにEMS事業の需要低下の影響が大きく減収となりました。

営業利益では、新規事業の立上げやプロダクト・ミックスの改善等により売上総利益率が向上し、販売管理費の抑制にも努めた結果、営業利益率は改善しました。

経常利益では、前年度に「持分法による投資利益」（営業外収益）の大幅な増額分が計上されたため減少しております。また、上記の持分法に関する投資有価証券売却益38億65百万円の計上（特別利益）と植物工場事業における減損処理（特別損失）を主な要因として税金等調整前当期純利益以下は減益となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,238億15百万円（前連結会計年度比14.7%減）、営業利益は62億38百万円（前連結会計年度比6.0%減）、経常利益は56億89百万円（前連結会計年度比37.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億54百万円（前連結会計年度比29.1%減）となりました。

当社グループの報告セグメントは、経営資源の配分や業績評価を行うための区分を基礎としております。業容の拡大に伴い、「半導体及び電子部品事業」、「調達事業」、「電子機器事業」及び「環境エネルギー事業」の4つを報告セグメントとしております。

・半導体及び電子部品事業

デバイス事業では、第3四半期連結会計期間の中盤から緩やかな回復の兆しが見られるようになりましたが、通期ではデジタルカメラを中心とした民生向け需要の低下や車載関連の生産調整等を主な要因として減収となりました。

EMS事業は、主に前第1四半期連結会計期間における決算期変更等に伴う影響額の計上と、米中貿易摩擦の要因によるスマートフォン向け部品・モジュール等の生産減少により、減収となりました。

セグメント利益又は損失は新規事業による利益寄与により増益となりました。

以上の結果、売上高は2,254億28百万円（前年同期比18.1%減）、セグメント利益は67億19百万円（前年同期比52.5%増）となりました。

・調達事業

調達事業では、パナソニックグループ向けの販売が堅調に推移し第3四半期連結会計期間の中盤から車載関連部材の増加が見られましたが、新規取引での開発遅延や生産調整があり、減収となりました。

セグメント利益又は損失は為替の影響を主要因に減益となりました。

以上の結果、売上高は720億44百万円（前年同期比1.8%減）、セグメント損失は1億27百万円となりました。

・電子機器事業

電子機器事業では、教育向けはオンライン講義の需要増による設備投資の活性化に伴い下期にかけて販売が増加しましたが、一方放送局や企業向けは設備投資の圧縮並びにイベントの縮小による機材レンタルのニーズ減少等の影響を受け、売上は減収となりました。

システム機器事業は、決済用キャッシュレス関連ビジネスの売上が堅調に推移し、売上は前期並みを維持しました。

セグメント利益又は損失は減収の要因と先行投資による費用増加等により減益となりました。

以上の結果、売上高は200億85百万円（年同期比12.2%減）セグメント利益は8億18百万円（前年同期比22.8%減）なりました。

・環境エネルギー事業

エネルギー事業では、国内外の太陽光・風力発電所の新規竣工に伴う発電が堅調に推移したものの、パネル・パワーコンディショナー等の部品販売が減少しました。

新電力事業は、官公庁等を中心に売上は減少しましたが、スポット価格の上昇に対して保有するガス火力発電所の稼働やスポット市場以外の調達により、市場変動のリスクを最小限化する展開を進めております。

植物工場事業は、第2四半期連結会計期間に大手コンビニストアでの採用が本格化したものの新型コロナウイルスの影響で外食・中食需要が低下し、前連結会計年度に比べて売上は減収となりました。

以上の結果、売上高は93億70百万円（前年同期比13.9%減）、セグメント損失は減収による影響と新電力の仕入価格の高騰並びに植物工場産野菜の単価下落やコスト負担増の影響で3億44百万円となりました。

② 設備投資の状況

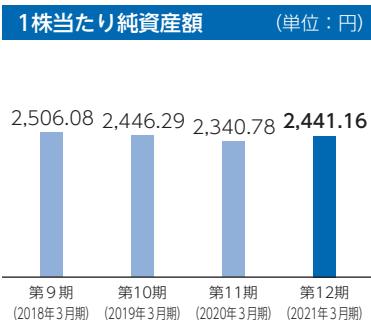
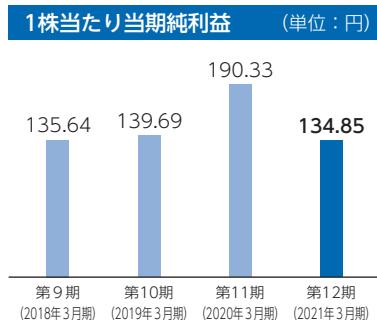
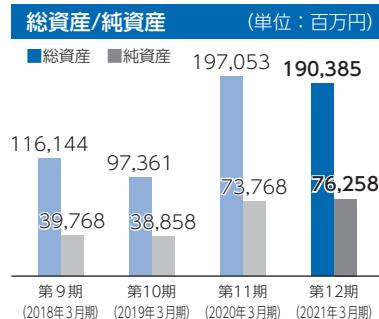
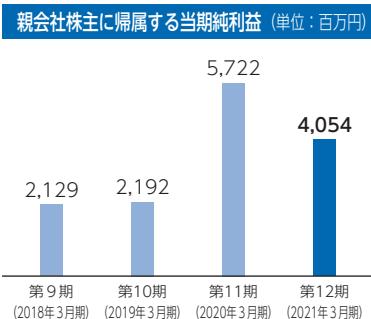
当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の状況につきましては、総額41億21百万円であり、その主なものはエネルギー事業における事業用資産であります。

③ 資金調達の状況

当社は事業展開における機動的、安定的かつ効率的な資金調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行をレンジャーとする総額600億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を更新しております。また、グループファイナンスを実施し、グループ内の運転資金の調達コストの低減及び安定化を図っております。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

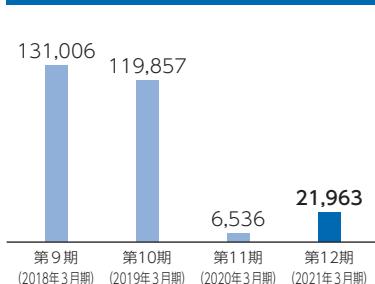


区分	第9期 (2018年3月期)	第10期 (2019年3月期)	第11期 (2020年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	301,449	205,771	379,548
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,129	2,192	5,722
1株当たり当期純利益	(円)	135.64	139.69	190.33
総資産	(百万円)	116,144	97,361	197,053
純資産	(百万円)	39,768	38,858	73,768
1株当たり純資産額	(円)	2,506.08	2,446.29	2,340.78
				2,441.16

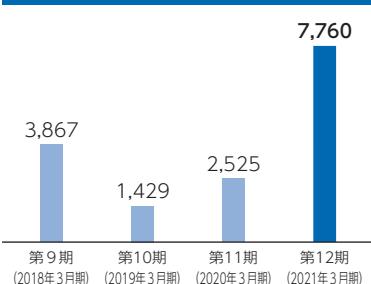
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

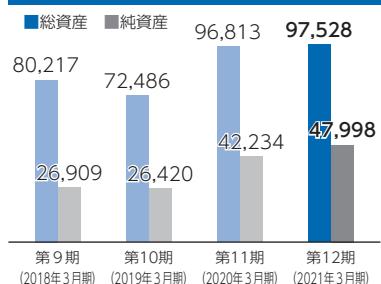
売上高及び営業収益 (単位：百万円)



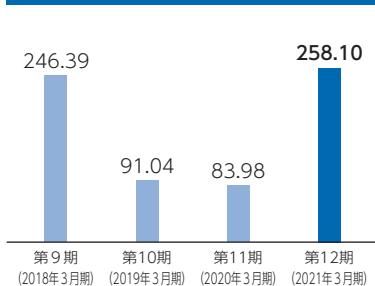
当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分	第9期 (2018年3月期)	第10期 (2019年3月期)	第11期 (2020年3月期)	第12期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高及び営業収益 (百万円)	131,006	119,857	6,536	21,963
当期純利益 (百万円)	3,867	1,429	2,525	7,760
1株当たり当期純利益 (円)	246.39	91.04	83.98	258.10
総資産 (百万円)	80,217	72,486	96,813	97,528
純資産 (百万円)	26,909	26,420	42,234	47,998
1株当たり純資産額 (円)	1,714.36	1,682.80	1,404.60	1,596.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は2019年4月1日付で半導体及び電子部品事業を当社の完全子会社である株式会社レスター・エレクトロニクスを吸収分割承継会社とする吸収分割方式により純粹持株会社体制へ移行しました。これにより、第11期の当社の財産及び損益の状況は第10期と比較して大きく変動しております。また売上高及び営業収益については、第10期までは売上高、第11期以降は営業収益を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株)レスター電子	310百万円	100.0%	デバイス販売、LSI設計開発・支援、信頼性試験
(株)レスター・キャステック	301百万円	80.0%	非接触決済・認証端末の開発・製造・販売
(株)レスター・コミュニケーションズ	400百万円	80.0%	電子機器の販売・設計・施工・保守
(株)レスター・サプライ・チェーン・ソリューション	308百万円	80.0%	調達トレーディングサービス
(株)V-Power	40百万円	82.5%	電力の供給や売買の仲介、コンサルティング業
(株)バイテックエヌスター	50百万円	100.0%	再生可能エネルギーによる発電
(株)バイテックベジタブルファクトリー	2,520百万円	60.8%	完全閉鎖型植物工場
CU TECH CORPORATION	7,000百万ウォン	100.0%	電子機器の受託製造サービス(EMS)

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「情報と技術で、新しい価値、サービスを創造・提供し、社会の発展に貢献する」という経営理念のもとに、課題を解決する「エレクトロニクスの情報プラットフォーマー」を目指し、事業間シナジー及び外部パートナーとの積極的な共創、多様な事業展開、技術領域の伸展、持続的な規模拡大をより一層推進しております。また、グループの理念・ビジョンを共有した複数の代表取締役による革新的グループ経営の執行により、スピードを重視した各種の施策・施行を進めております。

企業活動に対しては持続可能な社会への貢献が益々求められる中で、多様な事業領域を包含している当社グループは、再生可能エネルギーの発電拡大をはじめとして、社会課題の解決に向けた更なる取組みの進展に努めております。各事業における主要課題は次のとおりであります。

事業部門	事業	主要課題
半導体及び 電子部品事業	デバイス その他	成長戦略の実現と変化の加速 (ビジネスモデルの変革、新規成長領域・高付加価値事業の拡大、パートナーとの戦略的共創の推進)
	EMS	実装ビジネスの深化、ビジネス領域の拡大、成長事業への参入
調達事業	調達	SCM(サプライチェーンマネジメント)ビジネスの拡大、新規ビジネスによる収益性の向上、システム・ロジスティクス等インフラの構築
電子機器事業	電子機器	映像・音響ビジネスの拡大、新規事業の創出、自治体ビジネスの伸展、総合エンジニアリング力の強化
	システム機器	高付加価値製品の創出、決済端末・出入管理システムの拡大、マイナンバーガードに対応した次世代認証端末の展開拡充
環境エネルギー事業	エネルギー	脱FIT戦略、海外展開、再生可能エネルギーを通じた新たなビジネス・スキームの確立
	新電力	自治体向けサービスの拡大、再生可能エネルギーを中心としたリテールの強化
	植物工場	生産技術の進化、品質の向上、高付加価値製品の開発、フランチャイズ事業の構築

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの報告セグメントは、経営資源の配分や業績評価を行うための区分を基礎としております。業容の拡大に伴い、「半導体及び電子部品事業」、「調達事業」、「電子機器事業」及び「環境エネルギー事業」の4つを報告セグメントとしております。

報告セグメント	事業	主な事業内容
半導体及び 電子部品事業	デバイス	国内外の半導体・電子部品及び関連商材の販売、多様なラインカードの組合せによるシステム提案、高付加価値ソリューションの提供及び液晶系・海外サプライヤーを得意とする技術サポート、LSI設計開発・支援、信頼性試験受託サービス
	EMS	自社工場における最先端の実装技術と購買、生産管理、品質保証機能を付加した電子部品・モジュール等の電子機器実装受託製造サービス
	その他	その他
調達事業	調達	エレクトロニクスに係るグローバル調達トレーディングと関連業務の受託サービスによる最適なサプライチェーンマネジメントの提案
電子機器事業	電子機器	放送、ビジネス、教育、医療・ライフサイエンス、公共施設、FA、セキュリティ、電子計測器等、多岐に亘る分野への映像・音響・通信・計測のソリューション、設計・施工、保守エンジニアリング
	システム機器	デジタル・通信等の基幹技術とNFC(近距離無線通信)技術を融合したキャッシュレス端末及びセキュリティ並びにマイナンバー個人認証関連製品の開発、製造、販売
環境エネルギー 事業	エネルギー	自社太陽光発電所(国内外)、風力発電所等による再生可能エネルギーの導入・普及に向けた地域共存型運営管理サービス
	新電力	企業、公共機関、一般家庭等への再生可能エネルギーを中心とした電力の供給、売買の仲介、及び地域活性化に向けた電力の地産地消等の電力コンサルティング
	植物工場	コンビニエンスストアやスーパーマーケット、外食チェーン等の業務用市場またはリテール市場へ向けた完全閉鎖型の植物工場産野菜の生産・販売、及びシステムコンサルティング

(6) 主要な事業所(2021年3月31日現在)

当社	本社(東京都品川区)
(株)レスター・エレクトロニクス	本社(東京都品川区)、大阪支店(大阪府大阪市)、西東京営業所(東京都立川市)、東北営業所(宮城県大崎市)、松本営業所(長野県松本市)、いわき営業所(福島県いわき市)、中部営業所(愛知県名古屋市)
(株)レスター・キャステック	本社(東京都品川区)、横浜事業所(神奈川県横浜市)
(株)レスター・コミュニケーションズ	本社(東京都品川区)、赤坂テクニカルセンター(東京都千代田区)、東北営業所(宮城県仙台市)、信越営業所(長野県松本市)、東海営業所(愛知県名古屋市)、近畿営業所(大阪府大阪市)、九州営業所(福岡県福岡市)
(株)レスター・サプライ・チェーン・ソリューション	本社(東京都品川区)、大阪営業所(大阪府吹田市)
(株)V-Power	本社(東京都品川区)、西日本営業所(大阪府大阪市)
(株)バイテックエヌスタ	本社(東京都品川区)
(株)バイテックベジタブルファクトリー	本社(東京都品川区)
CU TECH CORPORATION	本社(大韓民国京畿道平澤市)

(7) 使用人の状況(2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
半導体及び電子部品事業	1,884 (104)	△26(△102)
調達事業	178 (25)	134 (△12)
電子機器事業	271 (5)	106 (△34)
環境エネルギー事業	95 (142)	13 (6)
全社	84 (11)	△3 (2)
合 計	2,512 (287)	224(△140)

(注)1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。

2. 全社として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない当社グループの管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
84(11)	△3(2)	44.4	10.0

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2021年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
(株)三菱UFJ銀行	18,586
(株)みずほ銀行	16,947
(株)三井住友銀行	2,608

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況(2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,072,643株
- (注) 上記には自己株式4,186株が含まれております。
- ③ 株主数 7,462名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
(株)ケイエムエフ	5,150	17.12
(株)エスグラントコーポレーション	2,493	8.29
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 ソニー株003□ 再信託受託者	2,234	7.43
(株)日本カストディ銀行		
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,422	4.73
BBH FOR FIDELITY LOW – PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	892	2.96
(株)三菱UFJ銀行	818	2.72
(株)日本カストディ銀行(信託口)	765	2.54
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 ソニー株008□ 再信託受託者	717	2.38
(株)日本カストディ銀行		
(株)みずほ銀行	692	2.30
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 きらぼし銀行□ 再信託受託者	623	2.07
(株)日本カストディ銀行		

(注)1. 持株比率は自己株式(4,186株)を控除して計算しております。

2. みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 ソニー株003□ 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行の持株数2,493千株につきましては、有価証券信託契約により、ソニー(株)が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。
3. みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 ソニー株008□ 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行の持株数717千株につきましては、有価証券信託契約により、ソニー(株)が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。
4. みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 きらぼし銀行□ 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行の持株数623千株につきましては、退職給付信託契約により、(株)きらぼし銀行が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	今野 邦 廣	
代表取締役	三好 林太郎	
代表取締役	稻葉 俊彦	
代表取締役	尾崎 享	(株)レスター・コミュニケーションズ代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	成瀬 達一	
取締役(常勤監査等委員)	朝香 友治	
取締役(監査等委員)	松山 遙	日比谷パーク法律事務所弁護士 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 (株)T&Dホールディングス社外取締役(監査等委員) 三井物産(株)社外監査役
取締役(監査等委員)	戸川 清	VISTOM Marketing代表 昭和電線ホールディングス(株)社外取締役
取締役(監査等委員)	手塚 仙夫	(株)ヤカルト本社社外監査役
取締役(監査等委員)	伊達玲子	

- (注)1. 取締役(監査等委員)松山遙氏、戸川清氏、手塚仙夫氏、伊達玲子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員手塚仙夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 取締役松山遙氏、戸川清氏、手塚仙夫氏、伊達玲子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遙です。
 5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために成瀬達一氏及び朝香友治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
原田 宣	2020年9月30日	辞任	代表取締役 (株)バイテックペジタブルファクトリー代表取締役社長
矢島 浩	2020年9月30日	辞任	代表取締役 (株)レスター・エレクトロニクス代表取締役社長 (株)レスター・マーケティング代表取締役社長

7. 2021年4月1日時点の取締役の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	今野 邦廣	
代表取締役	三好 林太郎	
代表取締役	稻葉 俊彦	
代表取締役	尾崎 享	(株)レスター・コミュニケーションズ代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	成瀬 達一	
取締役(常勤監査等委員)	朝香 友治	
取締役(監査等委員)	松山 遙	日比谷パーク法律事務所弁護士 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 (株)T&Dホールディングス社外取締役(監査等委員) 三井物産(株)社外監査役
取締役(監査等委員)	戸川 清	VISTOM Marketing代表 昭和電線ホールディングス(株)社外取締役
取締役(監査等委員)	手塚 仙夫	(株)ヤクルト本社社外監査役
取締役(監査等委員)	伊達 玲子	

(注)イ. 取締役(監査等委員)松山遙氏、戸川清氏、手塚仙夫氏、伊達玲子氏は、社外取締役であります。

- . 監査等委員手塚仙夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 八. 取締役松山遙氏、戸川清氏、手塚仙夫氏、伊達玲子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 二. 松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遙です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等を除く。)は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役と執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容については、指名・報酬委員会における審議を通じて、各役員が担う役割・責任、これまでの実績、担当するマーケットの規模等に鑑み判断するものとしております。

業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬により構成されております。

固定報酬は、役職位に応じて個別に決定されます。また、変動報酬は、業績連動報酬と個別設定項目達成報酬とし、業績連動報酬は、事業計画比及び前年度成長度合いにより固定報酬の最大30%を限度とし、個別設定項目達成報酬は、個人別の目標設定の達成度合いにより固定報酬の最大10%を限度として決定されます。

他方、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役及び社外取締役は、変動報酬は相応しくないため、固定報酬のみの構成といたします。

ロ. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額については、2018年11月27日開催の臨時株主総会にて業務執行を担う取締役の報酬上限として5億円を決議し、また、2018年6月26日開催の定時株主総会にて監査等委員である取締役の報酬上限として1億円を決議しております。これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、業務執行を担う取締役4名、監査等委員である取締役6名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各役員の報酬額決定にあたっては、報酬決定の透明性、客觀性を確保するため、監査等委員である取締役を除く業務執行を担う取締役各人別の報酬に関しては、取締役会から委任を受けた指名・報酬委員会にて審議・決定しております。指名・報酬委員会は、その議長を監査等委員である取締役(社外)伊達玲子氏が務め、委員を監査等委員である取締役 成瀬達一氏・朝香友治氏、代表取締役CEO 今野邦廣氏の他、社外有識者天野豊美氏によって構成されております。取締役会は、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役、社外取締役及び社外有識者を3分の2超とする指名・報酬委員会の審議・決定に委ねることにより、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員会にて決定しております。

二. 当事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (内、社外取締役)	196 (-)	196 (-)	—	—	6 (-)
取締役(監査等委員) (内、社外取締役)	39 (14)	39 (14)	—	—	7 (5)
合計 (内、社外取締役)	236 (14)	236 (14)	—	—	13 (5)

(注)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・社外取締役（監査等委員）松山遙氏は日比谷パーク法律事務所弁護士、(株)T & Dホールディングスの社外取締役（監査等委員）、三井物産(株)の社外監査役及び(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）戸川清氏は、VISTOM Marketingの代表及び昭和電線ホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）手塚仙夫氏は、(株)ヤカルト本社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）伊達玲子氏は、特筆すべき兼職はありません。

□.当事業年度における主な活動状況

a.取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査等委員会 (16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）松山遙	16/16回	100%	16/16回	100%
取締役（監査等委員）戸川清	16/16回	100%	16/16回	100%
取締役（監査等委員）手塚仙夫	15/16回	94%	15/16回	94%
取締役（監査等委員）伊達玲子	13/13回	100%	13/13回	100%

(注)伊達玲子氏は就任後の取締役会並びに監査等委員会において13回開催中、13回の出席

b.取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・社外取締役（監査等委員）松山遙氏は、弁護士として高度な専門知識及び幅広い見識から、取締役会及び監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）戸川清氏は、機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）手塚仙夫氏は、公認会計士として専門知識・経験等を有し、客観的な見地から意見を述べるなど取締役会及び監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
- ・社外取締役（監査等委員）伊達玲子氏は、経営及びマーケティングのコンサル業並びに製造業において実務と経営に携わることで得た経験と見識に基づき取締役会及び監査等委員会、指名報酬委員会（議長）において適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106

- (注)1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている海外の子会社があります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 (2021年3月31日現在)

当社は、法令、定款及び行動規範に基づき、適正な業務執行を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、継続的な整備・運用を実施しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 法令、定款、規程、企業倫理を遵守した行動をとるための「レスタークループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
- イ. 「レスタークループ行動規範」の遵守を確保する体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、適正な対応に努める。
- ウ. 内部通報制度の整備・運用によって、レスタークループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
- エ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

【運用状況の概要】

- ・全従業員を対象としたコンプライアンス教育を通じて、「行動規範」の周知を行った。
- ・「グループコンプライアンス規程」を制定。定例的にコンプライアンス委員会を開催し、啓発活動を実施した。
- ・「内部通報制度運用規程」を制定し、コンプライアンスホットライン及び外部からの通報窓口としてコンプライアンスラインを導入した。内部通報の件数と内容、対応の確認を実施している。
- ・「行動規範」において反社会的勢力との一切の関係の遮断を明記している。取引開始の際に、法務・コンプライアンス部により確認・指摘している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報・文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。

【運用状況の概要】

「情報・文書管理規程」を制定し、保存期間を定め保管管理を実施。株主総会及び取締役会議事録等が適正に作成・保管され、備置されている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は「リスク管理規程」にもとづき、各社各部門においてリスクの識別・評価・対応を行うと共に、各種委員会・会議等を開催しモニタリングを行う。また、重要度に応じて、親会社の取締役会等へ報告する体制を構築する。

【運用状況の概要】

- ・内部統制活動の一環としてリスク管理を位置づけ、内部統制委員会にて実施する仕組みを整備している。共通のリスク報告様式を使用してリスク情報を収集し、各社内部統制委員会よりグループ内部統制委員会に重大リスクを定期的に報告している。
 - ・コロナウィルス感染対策をB C P事務局にて実施し、政府の緊急事態宣言への対応及び当社グループの働き方基本方針の策定を行った。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、各社の取締役会をそれぞれ定例的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前に各種委員会で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。
- 【運用状況の概要】
- ・取締役会の下に各種専門委員会（人事、財務、投資等）を設置し、事前審議を行い、効率化を図っている。各専門委員会には一部、決議機関としての役割を持たせ権限移譲と効率化を図っている。
 - ・当社及び重要な子会社において「取締役会規程」が制定され、取締役会が定例的に開催されていることを、当社経営企画部及びグループ監査役連絡会で確認している。
 - ・「組織・業務分掌規程」「職務権限規程」を制定し、規程に基づき業務執行を実施している。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」にしたがい、当社への決裁、報告を行うほか、毎月、重要な子会社における取締役会決議及び重要な報告を親会社の取締役会において報告する。また内部監査室が子会社について内部監査を行い、子会社における業務の適正を確保する。
- 【運用状況の概要】
- ・「グループ会社管理規程」「決裁権限規程」を制定し、子会社の経営に関する重要事項は、当社による事前承認または当社への報告の対象としている。当社取締役会にて、重要な子会社の取締役会における決議事項及び報告事項が報告されている。
 - ・監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は連携して、相互の監査計画に基づき、当社及び子会社に対する監査を実施している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。また、監査等委員会は必要に応じて内部監査室に調査の依頼をすることができる。

- イ. 調査の依頼をする場合、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において、内部監査室の指揮命令権限は監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しない。
- ウ. 内部監査室は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
 - ・内部監査室は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議する。
 - ・監査結果について、管掌の代表取締役に報告するとともに、監査等委員会及び内部統制委員会へ報告する。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員会決議に基づき補助使用人が配置され、活動している。
- ・内部監査室と監査等委員会との関係について、「内部監査規程」に定められている。2020年12月以降、内部監査室を監査等委員会の直属組織とし、運用の機動性と効率性を高めることとしている。
- ・監査等委員会との連絡・調整及び監査報告について「内部監査規程」に定めている。月次の定例会にて内部監査室と監査等委員会で情報交換を実施している。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、執行役員、従業員及び監査役は、以下の事項を発見した場合に監査等委員会に報告を行う。

- ・子会社の取締役会にて決議又は報告した事項
- ・会社に著しい損害を及ぼした事実、又は及ぼすおそれのある事実
- ・法令及び定款等に違反をする行為、又は違反するおそれがある行為
- ・その他、会社の業績に影響を与える重要な事項
- ・監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は取締役会の構成メンバーであり、取締役会の出席を通じて重要な情報を入手しており、代表取締役との定期会合、取締役等への定期ヒヤリングを通して状況を把握している。
- ・「内部通報制度運用規程」に基づく通報先の一つを監査等委員としている。

(8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保する体制を構築する。

【運用状況の概要】

「内部通報制度運用規程」を制定し、通報者の保護について定めている。通報者が保護されなかつた事実は報告されていない。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じた費用又は債務の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

【運用状況の概要】

「監査等委員会規則」において、監査等委員の職務の執行について生じた費用は会社負担を規定し、運用している。

- ⑩ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、必要に応じ当社の取締役及び執行役員、並びに子会社の取締役等と会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行う。

【運用状況の概要】

監査等委員会は、監査計画等に基づき、年間のコミュニケーション計画を立案し、実施している。会計監査人より「監査計画」「四半期レビュー報告」「監査上の主要な検討事項（KAM）への対応」等の報告を受け、意見交換を行っている。

- ⑪ 財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、不備が発見された場合は是正処置を講じる。また、「内部統制の4つの目的」として挙げられる他の3つの目的（業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、資産の保全）等について業務執行側として取り組むために「内部統制委員会」を整備・運用し、グループガバナンス体制の強化を推進する。

【運用状況の概要】

- ・「内部統制基本規程」「内部統制運用規程」に基づき、当社及び重要な子会社に内部統制委員会を設置し、自浄的改善活動を実施している。グループ内部統制委員会にて定例的に報告を実施している。
- ・財務報告の信頼性確保として、内部統制報告制度（J-SOX）に基づく評価範囲の設定、評価方法、不備の是正、報告等を上記規程にて定めている。当事業年度は、評価範囲16社を設定し、当社内部統制室にて評価を実施の上、発見された不備をフィードバックし、是正を指導している。
- ・有価証券報告書の訂正等の開示における課題事項が散見されたことから、是正を図っている。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今期（2022年3月期）の連結業績予想に基づき財務の安定性を重視しつつも、配当の実施や自己株式取得の検討等、株主各位への還元向上を図ってまいります。また、将来の成長に向けた積極的な戦略投資や合理化投資とともに、株主還元促進との適正な資本配分を継続的に見直し、一層の利益の拡大と資本効率の改善を通じた企業価値向上に努めてまいります。

以上を踏まえた上で、今期の配当は1株当たり中間配当金40円、期末配当金45円の年間85円（普通配当）を予定しております。

なお、当社は、剰余金の配当等に関する会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	146,133
現金及び預金	40,203
受取手形及び売掛金	61,307
電子記録債権	4,299
商品及び製品	27,654
仕掛品	1,162
原材料及び貯蔵品	1,126
その他	11,210
貸倒引当金	△830
固定資産	44,252
有形固定資産	19,404
建物及び構築物	2,005
機械装置及び運搬具	3,368
工具、器具及び備品	536
リース資産	9,388
土地	2,101
建設仮勘定	2,002
無形固定資産	11,560
のれん	6,332
その他	5,227
投資その他の資産	13,288
投資有価証券	4,497
繰延税金資産	1,054
固定化営業債権	9,657
その他	8,609
貸倒引当金	△10,531
資産合計	190,385

科目	金額
負債の部	
流動負債	94,095
支払手形及び買掛金	44,878
短期借入金	36,601
1年内返済予定の長期借入金	2,661
リース債務	1,215
未払法人税等	1,162
賞与引当金	679
その他	6,896
固定負債	20,031
長期借入金	5,602
リース債務	8,696
繰延税金負債	2,110
退職給付に係る負債	180
その他	3,441
負債合計	114,127
純資産の部	
株主資本	70,476
資本金	4,383
資本剰余金	35,453
利益剰余金	30,646
自己株式	△7
その他の包括利益累計額	2,925
その他有価証券評価差額金	678
繰延ヘッジ損益	△56
為替換算調整勘定	2,342
退職給付に係る調整累計額	△38
新株予約権	9
非支配株主持分	2,847
純資産合計	76,258
負債純資産合計	190,385

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	323,815
売上原価	298,693
売上総利益	25,122
販売費及び一般管理費	18,883
営業利益	6,238
営業外収益	724
受取利息	40
受取配当金	27
投資有価証券評価益	144
持分法による投資利益	187
その他	324
営業外費用	1,273
支払利息	740
債権売却損	75
シンジケートローン手数料	160
為替差損	171
その他	126
経常利益	5,689
特別利益	3,936
投資有価証券売却益	3,918
その他	18
特別損失	5,291
投資有価証券評価損	49
退職給付制度終了損	459
減損損失	4,580
その他	201
税金等調整前当期純利益	4,334
法人税、住民税及び事業税	1,848
法人税等調整額	△1,095
当期純利益	3,581
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△472
親会社株主に帰属する当期純利益	4,054

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	4,383	35,453	28,949	△7	68,779
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,405		△2,405
親会社株主に帰属する当期純利益			4,054		4,054
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動		△0	48		48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,697	△0	1,697
2021年3月31日 残高	4,383	35,453	30,646	△7	70,476

	その他の包括利益累計額					新 予 約	株 權	非 支 配	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
2020年4月1日 残高	252	△51	1,498	△94	1,604	－	3,384	73,768	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△2,405
親会社株主に帰属する当期純利益									4,054
自己株式の取得									△0
連結範囲の変動									48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	426	△5	843	55	1,320	9	△537	793	
連結会計年度中の変動額合計	426	△5	843	55	1,320	9	△537	2,490	
2021年3月31日 残高	678	△56	2,342	△38	2,925	9	2,847	76,258	

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	62,675
現金及び預金	19,104
売掛金	153
金銭債権信託受益権	2,100
関係会社短期貸付金	38,057
1年内回収予定の長期貸付金	58
前払費用	76
未収入金	3,190
その他	77
貸倒引当金	△143
固定資産	34,853
有形固定資産	2,587
建物	861
機械及び装置	1
工具、器具及び備品	42
リース資産	5
土地	1,677
無形固定資産	6,460
ソフトウエア	146
ソフトウエア仮勘定	27
のれん	6,265
その他	20
投資その他の資産	25,805
投資有価証券	2,449
関係会社株式	21,923
関係会社出資金	214
関係会社長期貸付金	16,689
差入保証金	155
その他	49
貸倒引当金	△15,675
資産合計	97,528

科目	金額
負債の部	
流動負債	47,052
買掛金	30
短期借入金	43,598
1年内返済予定の長期借入金	2,214
未払金	770
未払費用	44
未払法人税等	279
預り金	22
賞与引当金	73
その他	18
固定負債	2,478
繰延税金負債	182
関係会社事業損失引当金	2,127
退職給付引当金	16
資産除去債務	39
その他	112
負債合計	49,530
純資産の部	
株主資本	47,381
資本金	4,383
資本剰余金	35,770
資本準備金	1,383
その他資本剰余金	34,386
利益剰余金	7,235
その他利益剰余金	7,235
繰越利益剰余金	7,235
自己株式	△7
評価・換算差額等	616
その他有価証券評価差額金	687
繰延ヘッジ損益	△71
純資産合計	47,998
負債純資産合計	97,528

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	21,963
営業費用	15,993
営業利益	5,970
営業外収益	249
受取利息	191
受取配当金	27
その他	29
営業外費用	1,252
支払利息	321
為替差損	686
シンジケートローン手数料	160
貸倒引当金繰入額	13
その他	69
経常利益	4,967
特別利益	7,088
投資有価証券売却益	52
関係会社株式売却益	7,036
特別損失	3,953
関係会社事業損失引当金繰入額	2,127
関係会社株式評価損	1,201
退職給付制度終了損	118
減損損失	505
税引前当期純利益	8,102
法人税、住民税及び事業税	364
法人税等調整額	△22
当期純利益	7,760

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金			
2020年4月1日 残高	4,383	1,383	34,386	35,770	1,880	△7	42,026
事業年度中の変動額							
剩余金の配当					△2,405		△2,405
当期純利益					7,760		7,760
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	5,355	△0	5,354
2021年3月31日 残高	4,383	1,383	34,386	35,770	7,235	△7	47,381

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日 残高	259	△52	207	42,234
事業年度中の変動額				
剩余金の配当				△2,405
当期純利益				7,760
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	428	△19	408	408
事業年度中の変動額合計	428	△19	408	5,763
2021年3月31日 残高	687	△71	616	47,998

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社レスターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 西川福之㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 山本恭仁子㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 歌健至㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レスターホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レスターホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社レスターホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 西川福之㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 山本恭仁子㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 歌健至㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レスター・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、株式会社パルテックの普通株式を金融商品取引法による公開買付けにより取得することを決議し、2021年4月12日から同年5月27日を公開買付期間として公開買付けを実施した結果、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、応募株券等の全ての買付け等を行います。

当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2021年5月28日

株式会社レスターホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員・取締役 成瀬達一	㊞
常勤監査等委員・取締役 朝香友治	㊞
監査等委員・社外取締役 松山遙	㊞
監査等委員・社外取締役 戸川清	㊞
監査等委員・社外取締役 手塚仙夫	㊞
監査等委員・社外取締役 伊達玲子	㊞

(注) 監査等委員 松山遙、戸川清、手塚仙夫及び伊達玲子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

株式会社レスター・ホールディングス 本社屋ビル 地下1階

東京都品川区東品川三丁目6番5号

交 通

J R ① 「品川」駅下車 都営バス10分
高輪口西口) 2番乗り場 品93 大井競馬場行 東品川三丁目下車すぐ

京浜急行 ② 「品川」駅下車 都営バス10分
港南口東口) 3番乗り場 品91 八潮パークタウン行 東品川三丁目下車すぐ

りんかい線 ③ 「品川シーサイド」駅下車 徒歩10分



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C02295



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。